

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県北振興局	管理部 総務課	H26.4.1	駐車場使用契約(天満庁舎)	1,166,400	(株)NTT西日本アセット・プランニング	天満庁舎にある県北水産業普及指導センターの公用車用駐車場として5台分が必要である。 駐車場をまとめて確保でき、かつ物品・魚等の検体の搬入・搬出が容易な場所は天満庁舎に隣接するNTT西日本アセット・プランニングが所有する駐車場しか該当するものが無い。 以上のことからNTT西日本アセット・プランニングが唯一の相手方であるため随意契約を行うものである。	地方自治法施行令第167条の2 第11項第2号
2	県北振興局	農林部 土地改良課	H26.9.12	松浦地区積算参考資料作成業務委託	1,836,000	長崎県土地改良事業団体連合会	・長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、21市町及び90土地改良区等を会員とする公益法人である。 ・県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備情報総合センター(ARIC)が、補助版に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。(県とARICは使用許諾契約を締結) ・県は、積算システムに県独自の機能を付加し、土改連と共同で保守運用しており、本システムによる積算業務を受託できるのは土改連のみである。(土改連も使用許諾契約を締結) ・土改連は、九州農政局、九州各県で構成する農業農村整備事業に関する公共工事の品質確保に関する協議会の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」に応募審査を経て、設計、積算、工事監督等の発注関係事務を行うことができる発注者支援機関として認定されている。 ・以上により積算業務を受託できるのは、公益法人で発注者支援機関にも認定されている土改連に限定され、使用許諾契約に基づく守秘義務も有することから、土改連と随意契約1者見積もりとする。	地方自治法施行令第167条の2 第11項第2号
3	県北振興局	建設部 建設管理課	H26.4.1	小値賀漁港及び斑漁海岸環境整備施設管理業務委託 (北松浦郡小値賀町)	1,247,200	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1 小値賀町長 西 浩三	当該業務は、小値賀漁港及び斑漁港の環境整備施設の適正な維持管理を行うものである。 漁港環境整備施設は、漁港漁場整備法第3条第2項に規定する漁港施設である。 漁港区域内の海岸環境整備施設は、海岸法第5条第3項の規定により漁港管理者が管理することになっており、漁港施設と一体的に管理を行う必要がある。 小値賀町は、長崎県の事務処理の特例に関する条例に基づき、漁港施設の軽微な維持補修、港内の清掃及び使用許可等事務を行っている。 また、県と同程度の負担を小値賀町に求める業務委託である。 以上の理由により、小値賀町と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令第167条の2 第11項第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 県北振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	県北振興局	建設部 建設管理課	H26.4.1	彼杵港港湾環境施設 管理業務委託 (東彼杵郡東彼杵町)	2,006,000	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850-6 東彼杵町長 渡邊 悟	当業務は、彼杵港緑地の適正な維持管理を行うものである。 臨港地区内緑地は、港湾法第2条第5項第9の3号に規定する港湾施設であり、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設と隣接している。緑地をこれらと一体的な管理を行うことで、管理者間の協議等も必要でなくなることから、時間的・経済的に、より有利に管理用務を遂行できる。 東彼杵町は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、港湾施設の軽微な維持補修、港湾内の清掃及び許可事務等を行っていることから、監視の頻度が多く、周囲の異変(不法投棄等)への察知が早く、危険を未然に防ぐことができる。 また県と同程度の負担を東彼杵町に求める業務委託である。 以上の理由により、東彼杵町と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令第167条の2 第11項第2号
5	県北振興局	建設部 用地第一課	H26.4.10	平成26年度用地取得 事務委託	6,097,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 久村 豊彦	委託要領第3条では、受託者として市町村、県土地開発公社、県道路公社、市町村立土地開発公社を定めている。 県土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として県の全額出資により設置した特殊法人であり(公有地の拡大の推進に関する法律第10条)、上記指定期間のうち、損失補償基準、用地交渉、契約業務に最も精通しており、安定した用地取得業務が遂行できる。 用地取得業務は斡旋業務に該当し、これを他の業者に委託することは弁護士法第72条の「非弁護士の法律事務の取扱等の禁止」に抵触する可能性があるが、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第2号により、斡旋業務が認められている。 見積書については、県財務規則第106条第3号第7号により省略する。 よって、当該業務の委託の相手方は県土地開発公社が望ましく、業務の内容上競争入札に適さないことから県土地開発公社と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
6	県北振興局	建設部 用地第二課	H26.4.1	平成26年度用地取得 事務委託	20,388,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 久村 豊彦	委託要領第3条では、受託者として市町村、県土地開発公社、県道路公社、市町村立土地開発公社を定めている。 県土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として県の全額出資により設置した特殊法人であり(公有地の拡大の推進に関する法律第10条)、上記指定期間のうち、損失補償基準、用地交渉、契約業務に最も精通しており、安定した用地取得業務が遂行できる。 用地取得業務は斡旋業務に該当し、これを他の業者に委託することは弁護士法第72条の「非弁護士の法律事務の取扱等の禁止」に抵触する可能性があるが、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第2号により、斡旋業務が認められている。 見積書については、県財務規則第106条第3号第7号により省略する。 よって、当該業務の委託の相手方は県土地開発公社が望ましく、業務の内容上競争入札に適さないことから県土地開発公社と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 県北振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H26.4.1	25線総防地橋補第2-2号 主)佐世保吉井松浦線橋梁整備工事 (監督補助業務委託)	18,252,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 田中修一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人を、契約の相手方として特定するものである。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
8	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H26.4.1	25線臨街改第7-6号 早岐駅周辺整備事業に伴う佐世保線早岐駅構内東西連絡通路新設工事	227,233,000	福岡市博多区博多駅前3-25-21 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 唐池 恒二	本業務は、早岐駅周辺整備事業に伴いJR早岐駅構内を跨ぐ東西連絡通路の施工を行うものであるが、工事の対象となる本線の施設管理者は九州旅客鉄道株式会社であり、列車の安全運行確保の観点等から、施工条件を決定する権限が九州旅客鉄道株式会社にあるため。 業務を実施するうえで、列車の営業運転を行っている鉄道事業用地内への立入りが必要であり、列車の安全運行の確保及び作業員の安全確保が必要であるため。 以上の2点を考慮すると九州旅客鉄道㈱のみが唯一の委託できる相手方である。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
9	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H26.4.1	25地街改第2-26号 平瀬町干尽町線街路改良工事(監督補助業務委託)	18,252,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 田中修一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人を、契約の相手方として特定するものである。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
10	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H26.4.25	26起単改第501-1号 主)佐世保吉井松浦線道路改良工事(監督補助業務委託)	14,148,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 田中修一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人を、契約の相手方として特定するものである。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H26.8.1	26臨街改第2-6号 平瀬町干尽町線街路 改良工事(干尽地区 通信系引込管路)	5,166,720	福岡市博多区東比恵2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット (株)九州支店 支店長 山口 茂	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、西日本電信電話株式会社が保有していた構造物に近接した位置での工事である。平成19年に長崎県知事、西日本電信電話株式会社長崎支店長及びエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社九州支店長は「電線共同溝整備工事の施工に伴う既設設備の有償譲渡及び当該設備の活用に関する協定」を締結している。 このため、本協定に基づき、西日本電信電話株式会社の既設ケーブルの保安上、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社による施工が適切と判断されるため、電線共同溝工事等に関する発注と管理をエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社へ委託するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第11項第2号
12	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H26.8.18	26臨街改第2-5号 平瀬町干尽町線街路 改良工事(干尽地区 電力系引込管路)	3,558,107	長崎市城山町3-19 九州電力(株)長崎お客様センター センター長 平田 裕一	本工事は新電線地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、既設電柱への電線管路のうち指定区域部を施工するものである。 引込管路は電線共同溝と位置づけられており、道路管理者自らが施工することとなっているが、保安上の観点、引込設備との接続の観点、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす観点から電線管理者等による施工が適当と判断される場合は、電線管理者等に引込管路の建設に係る工事を委託できることとなっている。 このため、平成13年に長崎県土木部道路維持課は九州電力株式会社長崎支店と基本協定を結んでおり、これに基づき本工事も電線管理者に工事費を算定させ、施工を委託するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第11項第2号
13	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H26.4.1	26県道維第4号 一般国道202号道路 維持補修委託(指方 バイパス、小迎バイパス 交通管理)	6,771,600	長崎市元船町17-1 長崎県道路公社 理事長 久村豊彦	一般国道202号の自動車専用道路のうち、無料区間10.3kmの道路管理を行うものである。当区間は、高度な管理が必要である西海パールラインの佐世保市側に位置しており、交通安全等の確保のため当区間も西海パールラインと同等の管理が必要である。 ・指方バイパスの道路情報板及び指方トンネルの警報板、非常電話受付が西海パールライン道路管理事務所で一体的に管理操作されている。 ・長崎県道路公社が西海パールラインの有料区間を管理操作している。 よって西海パールラインを管理する長崎県道路公社と契約するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第11項第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 県北振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H26.5.20	26単災防第401-1号 (国)498号道路災害 防除工事(仮設工)	20,520,000	佐世保市竹辺町352-3 (株)谷村建設 代表取締役 金崎洋	国道498号は佐賀県鹿島市を起点とし、伊万里市、佐世保市を結ぶ重要路線であるが、平成26年5月12日に道路パトロールにより路面の没落、クラックを発見し、調査を行ったところ河川沿いのブロック積基礎部分の洗掘が確認され被害の拡大が予想されるため、5月13日より延長約50mを片側交互通行の規制を行っている。このため早急に本工事を実施し、諸交通の安全及び交通規制の解消を図る必要がある。なお、請負業者は人員・重機等機動力があり、当箇所を4月に補修して現場に精通し緊急施工に対応できる株式会社谷村建設と随意契約を行う。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号
15	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H26.5.9	26単起災防第404-1号 一)寺島馬込港線他 橋梁補修工事 (監督補助業務委託)	16,524,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 田中修一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
16	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H26.5.9	26単起災防第404-2号 主)崎戸大島線他 道路災害防除工事 (監督補助業務委託)	16,524,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 田中修一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 県北振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H26.4.25	26総地橋補第5-1号 主)平戸生月線橋梁 補修工事 (監督補助業務委託)	14,040,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 田中修一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎建設技術研究センターを契約の相手として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
18	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H26.4.25	26単起防災第421-1号 主)佐々鹿町江迎線 外5線道路災害防除 工事(監督補助業務委託)	14,040,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 田中修一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎建設技術研究センターを契約の相手として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
19	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H26.4.25	26単起防災第421-2号 主)佐々鹿町江迎線 外3線道路災害防除 工事(監督補助業務委託)	14,040,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 田中修一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎建設技術研究センターを契約の相手として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 県北振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H26.4.1	26県道維5 一)小値賀循環線外2 線道路維持管理委託	3,811,320	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376番地1 小値賀町長 西 浩三	(昨年度までの1者随意契約の理由) 当委託は北松浦郡小値賀町(離島)にある県道の3路 線の道路維持管理委託をするものであり、委託箇所が 離島であるが道路の重要性及び安全性を考えると、休 日も含め常時県道を管理しておく必要があることから小 値賀島に常時在任していることが条件となる。 加えて、この業務には現場では道路管理者としての行 政的判断を瞬時に行う必要があり、状況によっては人 的被害等など重大な影響を及ぼす事が懸念される。 以上を踏まえた結果、小値賀町に常に在島しており、 島で唯一の道路管理の経験を持つ行政機関である小 値賀町役場に業務委託を行った。 (今回の検討事項) 現場条件が去年と変わらない離島であるため、条件に あてはまる業者及び機関の新規参入が見当たらない。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
21	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H26.7.28	26総国橋補第4-2号 国)383号橋梁補修工 事 (監督補助業務委託)	10,260,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研 究センター 理事長 田中修一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出さ れた承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、 その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報 告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断 や工事成績の評価に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管 理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要であ る。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な 影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長 崎建設技術研究センターを契約の相手として特定す る。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
22	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H26.8.29	25線債総国交整第4- 11号国)204号交通安 全施設等整備工事 (MR協定2)西九州すえ たちばな・江迎鹿町間 江迎川護岸拡幅工事	255,169,240	佐世保市白南風町1-10 松浦鉄道株式会社 代表取締役 藤井隆	本工事は、一般国道204号の歩道拡幅を行う「一般国 道204号交通安全施設等整備工事」のうち、松浦鉄道と 交差する箇所近傍の護岸整備を行うものである。 今回の工事は、松浦鉄道株式会社が所有する鉄道高 架橋の橋脚部に近接する区間で護岸工を施工するた め、鉄道の運転保安・維持管理を考慮した結果、鉄道 事業者である松浦鉄道による施工が望ましい。 また、工事の効率的な執行を図るためには鉄道工事施 工能力業者を保有している松浦鉄道株式会社以外に 見当たらないため、随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 県北振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	県北振興局	建設部 砂防防災課	H26.4.1	25県北地对第8-6号 立岩地区地すべり対 策工事(監督補助業 務委託)	18,792,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 田中修一	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第11項第2号
24	県北振興局	建設部 砂防防災課	H26.4.1	25県北通砂第1-6号 丸尾川 通常砂防工 事(監督補助業務委 託)	18,252,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 田中修一	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第11項第2号
25	県北振興局	建設部 砂防防災課	H26.8.27	26県北急傾第6-2号 陣の内(2)地区他2 箇所急傾斜地崩壊対 策工事(分筆登記業務 委託)	6,397,714	長崎市五島町8-7 公益社団法人 長崎県登記 士地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	<p>今回委託する業務は、平成25年度に一般競争入札により委託した調査・測量業務の成果をもとに登記に必要な地籍測量図及び調査報告書等を作成し、登記囑託を行うものである。</p> <p>不動産登記法によると、実際に調査・測量を行った者が、地籍測量図の作成者として署名又は記名押印しなければならない、とされている。</p> <p>(公嘱協会の場合)</p> <p>当該調査・測量業務は、公嘱協会の社員としての立場で当該士地家屋調査士が行ったもので、その責任等は公嘱協会に帰属するものであり、地籍測量図の作成等についても、同様に公嘱協会の社員の立場で当該士地家屋調査士に行わせる必要がある。</p> <p>よって、本業務については、昨年度調査・測量を実施した士地家屋調査士が所属する長崎県公嘱託登記士地家屋調査士協会に委託するものである。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第11項 第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H26.4.1	小値賀地区水産生産 基盤整備工事 (監督補助業務委託 2) (北松浦郡小値賀町 笛吹・黒島)	18,360,000	長崎市元船町17番2号 一般社団法人水産土木建設 技術センター長崎支所 支所長 荒川 敏久	本業務は、工事にかかる監督補助業務を委託するものである。施工地が離島である小値賀町ということもあり、航路の利便性及び移動に長時間を要する状況となることから、段階確認等を効率的に行うため外部委託するものである。なお今回の工事については、施工箇所が漁協の荷捌所や海水を取水し、あわび・さざえの蓄養販売する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に配慮する必要があることから、漁港周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する影響を極力小さくするための現地での検証を行うなど、高度な水産技術が必要となる。よって、これらの技術を保有し、中立公平性の立場を保ち、かつ、非営利目的で支援できる一般社団法人水産土木建設技術センター以外にないため、随意契約するものである。 平成25年度の繰越工事や追加予算による工事についても順次行うことから、継続して現場での適切な対応と効率化を図るため、監督補助業務12ヵ月間(H26.4-H27.3)を発注するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第11項第2号
27	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H27.2.10	瀬戸港社会改修工事 に関する確認審査手 数料	1,890,000	一般財団法人 沿岸技術研 究センター 確認審査所長 島田 知明	本業務は港湾法第56条の2の2第2項の確認を港湾法施行規則第28条の3の規定に基づき確認申請を行うものであるが、港湾法56条の2の3の規定により国土交通大臣の登録を受けたものしか行えない。 しかし、この登録を受けているのは一般財団法人沿岸技術研究センターしかないため、当該法人と随意契約を行うものである	地方自治法施行令 第167条の2 第11項第2号
28	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H26.4.1	小値賀地区水産生産 基盤整備工事 (積算業務委託2) (北松浦郡小値賀町 笛吹・黒島)	15,336,000	長崎市元船町17番2号 一般社団法人水産土木建設 技術センター長崎支所 支所長 荒川 敏久	本業務は、工事にかかる積算業務を委託するものである。なお、本業務の対象となる工事については、施工箇所より港内に海水の取水施設や蓄養イケースなどが設置され、漁業への影響を特に配慮する必要があることから、漁港周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する影響を極力小さくするための現地での検証を行うなど、高度な水産技術が必要となる。よって、これらの技術を保有し、中立公平性の立場を保ち、かつ、非営利目的で支援できる一般社団法人水産土木建設技術センター以外にないため、随意契約するものである。 平成25年度の繰越工事や追加予算による工事についても順次行うことから、継続して現場での適切な対応と効率化を図るため、積算業務12ヵ月間(H26.4-H27.3)を発注するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第11項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	H26.4.1	川内港海岸休憩所等 管理業務委託 (平戸市川内町)	1,656,000	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 黒田 成彦	平戸市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「川内港海岸休憩所等」は、これらの港湾施設に隣接しており、海岸休憩所等の管理を平戸市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、平戸市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、平戸市と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
30	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	H26.4.1	松浦港、調川港及び 福島港港湾緑地管理 業務委託 (松浦市御厨、調川 町、福島町)	4,225,680	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友広 郁洋	松浦市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「松浦港、調川港及び福島港港湾緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を松浦市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、松浦市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、松浦市と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
31	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	H26.4.1	館浦漁港、生月漁港、 大根坂漁港緑地等管理 業務委託 (平戸市生月町館浦、 大島村)	1,876,320	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 黒田 成彦	当該業務は、館浦漁港、生月漁港及び大根坂漁港の漁港環境整備施設である緑地等の適正な維持管理を行うものである。 漁港環境整備施設は、漁港漁場整備法第3条第2項に規定する漁港施設である。 漁港区域内の海岸環境整備施設は、海岸法第5条第3項の規定により漁港管理者が管理することになっており、漁港施設と一体的に管理を行う必要がある。 平戸市は、長崎県の事務処理の特例に関する条例に基づき、漁港施設の軽微な維持補修、港内の清掃及び使用許可等事務を行っている。 また、県と同程度の負担を平戸市に求める業務委託である。 以上の理由により、平戸市と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
32	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	H26.4.1	田平土木維持管理事務所 宿日直業務委託	2,510,450	個人のため非表示	当土木維持管理事務所の夜間休日の宿日直については、気象警報発令・事故通報・災害発生時等の緊急事態への対応という特殊性があり、機械警備では対応できないため、個人に委託して宿日直という形態をとっている。 緊急事態への対応が必要なため、契約相手の個人は十分信頼のおけるものでなければならず、また契約相手先の個人は宿日直を本業としている者ではないため、面接等により実際に業務を行う個人の適正を判断し、当方から条件を提示して受託依頼をしている状況にある。 したがって、競争原理を活かすような契約にはなじまない。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
33	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持管理事務所	H26.4.1	大瀬戸土木維持管理事務所宿日直業務委託	2,510,450	個人のため非表示	当土木維持管理事務所の夜間休日の宿日直については、気象警報発令・事故通報・災害発生時等の緊急事態への対応という特殊性があり、機械警備では対応できないため、個人に委託して宿日直という形態をとっている。緊急事態への対応が必要なため、契約相手の個人は十分信頼のおけるものでなければならず、契約相手先の個人は宿日直を本業としている者ではないため、当方から条件を提示して受託依頼をしている状況にある。したがって、競争原理を活かすような契約にはならない。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
34	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持管理事務所	H26.7.1	大瀬戸土木維持管理事務所積算技術業務委託	1,188,000	大村市池田二丁目1311-4 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 田中 修一	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏洩防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
35	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持管理事務所	H26.8.22	26大道維第301号 平成26年度国県道道路緑地(大瀬戸地区)維持管理委託	2,122,200	公益社団法人 西海市シルバー人材センター 理事長 濱田 博之	当業務は、常に良好な道路景観を維持するため、国県道の花壇における除草・植栽を行うものであり、地域に密着し、地域に精通した者に依頼する必要がある。 また、(公社)西海市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体で、臨時的かつ短期的な就業等を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大、福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する公益団体である。 このため道路管理者としては安全性が確保された上で条件等が整えば、シルバー人材センターを積極的に活用することとしている。なお、高齢者等の雇用の安定に関する法律に規定する団体は管内に一者しか存在しない。 よって、(公社)西海市シルバー人材センターと随意契約を行うものである。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号